

空き家対策事業

錦江町空き家等対策協議会を開催 平成 30 年 7 月 13 日（金）

協議内容 錦江町空き家等対策計画（案）について

現在は錦江町空き家等対策計画（案）に対するパブリックコメントを実施中。

（8 月 20 日（月）～9 月 19 日（日）までの 30 日間）

錦江町の空き家等の状況

H28.3.31 現在

地区名	空き家数	空き家等の状況		
		利用可	要補修	廃屋・ 特定空き家等候補
馬場地区	140	82	30	28
城元地区	86	39	27	20
神川地区	153	56	40	57
池田地区	110	37	30	43
宿利原地区	61	15	11	35
麓地区	77	42	17	18
上部地区	58	25	15	18
大原地区	108	35	21	52
川原地区	79	36	20	23
花瀬地区	31	12	9	10
合 計	903	379	220	304

錦江町空き家解体撤去事業補助金【平成 28 年 7 月 1 日施行】

錦江町内にある空き家を解体撤去する場合に、解体撤去費の 30%を補助する。（上限 30 万円）

平成 28 年度 4,163 千円 18 件申請

平成 29 年度 4,943 千円 19 件申請（11 月申請分で終了）

平成 30 年度 4,930 千円 19 件申請（6 月申請分で終了）

錦江町空き家リフォーム支援事業補助金【平成 28 年 10 月 1 日施行 平成 30 年 7 月 1 日一部改正】

錦江町内の空き家バンクに登録してある物件をリフォームする場合に、工事費の 50%を補助する。
（上限 60 万円）また家財撤去費はかかった費用の全部を補助する。（上限 10 万円）

平成 28 年度 0 千円

平成 29 年度 0 千円

平成 30 年度 786 千円 2 件申請（9 月 3 日現在）

錦江町空き家情報バンク制度【平成 28 年 4 月 1 日施行 平成 30 年 7 月 1 日一部改正】

空き家バンクに登録できる物件の定義を、「現に[居住・事務所・店舗](#)の用に供しておらず、合併浄化槽が設置、又は農業集落排水に接続されている[即使用可能な建物](#)であり、敷地内に普通自動車の駐車スペースがあるもの」と定めた。

平成 28 年度 6 軒登録 3 軒取下げ 2 軒契約（賃貸・売買）

平成 29 年度 8 軒登録 1 軒契約（賃貸）

平成 30 年度 3 軒登録 2 軒契約（賃貸）

現在の登録件数 9 軒（賃貸希望 2 軒 売買希望 7 軒） 【平成 30 年 9 月 6 日現在】

これからの対策

空き家を抑制することにも重点を置く。

空き家予備軍所有者に接する機会の多いケアマージャー、地域の見守り役である民生委員と連携して空き家の利活用をそれぞれに説明しながら、財産の相続等を含めた意識啓発を図る。

今のうちに方向性の選択

今現在の所有者に、将来のこと（自分が亡くなった後）で住宅の使い方の選択。

- ・子供たちに譲る。（その子供たちは帰ってくるのか？帰ってこなかった場合は？）
- ・管理者は誰にする？（遠くに住んでいる子どもにするか？近くの親戚にするか？）
- ・相続する場合スムーズにできるか？（司法書士との連携・相続関係図の作成委託）

将来今の住宅が必要か？（住み替えの提案）

- ・ 5 人家族の時に建てた家が、子供たちが巣立った後でも必要か？
 - ・ 2 階部分のある住宅、大きな段差がある住宅をファミリー世帯に貸しだせないか？
 - ・ 夫婦 2 人若しくは 1 人になった場合に、その人数に見合った住宅へ移れないか？
 - ・ 免許も返納した場合に、歩いてお店、病院、役場等に行ける地区へ移れないか？
- * 高齢者専用住宅の整備が必要となってくる

上記のことを高齢者だけでなく、錦江町内の 50 代以上で持ち家のある方にもアンケートや相談会、住宅リフォーム相談会、転居相談会等を実施することで、持ち家の有効な使い方を提案できる。また今まで面倒だと思っていた相続についても、相続関係図を作成することでやらなければならないことが見えてくるので取り組みやすくなる。

このような取り組みを実施していき、町内を「らくらくエリア（高齢者住宅優先地域）」や「わいわいエリア（子育て世代優先地域）」等それぞれのゾーンに分けることで、住みやすい、利用しやすい街を構築できる。